最終更新日：2021年6月24日
Mーロコガイド
代表取締役 穐田 誉輝
問合せ先：経営管理本部　経営管理部　03-6368-1052
証券コード：4497

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、当社が運営するチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」において、食品スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等、小売業界が取り扱う多様な商品に係る最新の特売情報等をリアルタイムでユーザーに提供しており、ユーザーからの信頼を基盤として企業価値が成り立っているものと考えております。このため、コーポレート・ガバナンスは、当社がユーザーからの信頼関係を維持していくために必要不可欠なものであると認識しております。
このような認識のもと、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
穐田 誉輝	6,796,000	70.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	620,300	6.39
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	339,500	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	152,000	1.57
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276	96,200	0.99
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	75,800	0.78
UBS AG SINGAPORE	68,000	0.70
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	67,100	0.69
GOVERNMENT OF NORWAY	65,158	0.68
株式会社SBI証券	61,962	0.64

支配株主（親会社を除く）の有無	穐田 誉輝
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、現状では支配株主との取引を行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針でありますが、支配株主である穐田誉輝氏及び同氏の親族並びにその所有会社及びその子会社と取引を行う場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性等の取引内容について審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋岡 宏成	弁護士											
熊坂 賢次	学者											
吉澤 航	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋岡 宏成	○	○	―――	弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験を有しており、また、他社での社外取締役及び社外監査役としてガバナンス整備に携わってきたことから、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

熊坂 賢次	○	○	―――	ネットワーク社会論及びネットワーク調査法の研究者としての専門的な見地に加え、有識者としての知見を有しており、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと判断いたしました。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
吉澤 航	○	○	―――	公認会計士としての高度な専門知識有しており、また、他社での社外取締役及び社外監査役としてガバナンス整備に携わってきたことから、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

取締役会において決議した内部統制基本方針において、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、その他取締役及び使用人の指揮命令は受けない旨を定めております。また、同方針において、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会または監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得る旨を定めています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務執行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っています。
また、監査等委員会は内部監査担当者より監査計画、職務執行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っています。
さらに、会計監査人から経営者に対して実施される年度決算に係る監査結果及び四半期決算に係るレビュー結果に関する報告会に監査等委員及び内部監査担当者が同席する等、三者間で情報共有及び意見交換を行う機会を設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

指名委員会は、取締役会からの委任に基づき、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の内容、その他取締役候補者の選任及び取締役の解任に関して指名委員会が必要と認めた事項を決定する旨を、指名委員会規程において定めております。
また、指名委員会は取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役をもって構成する旨及び取締役会は委員の過半数が社外取締役となるよう委員の選定を行わなければならない旨を、指名委員会規程において定めております。

報酬委員会は、取締役会からの委任に基づき監査等委員ある取締役を除く各取締役（以下「各非監査等委員取締役」という。）の報酬を定める旨及び取締役会は株主総会から各非監査等委員取締役の報酬の決定を委任された場合は報酬委員会に各非監査等委員取締役の報酬の決定を委任する旨を、報酬委員会規程に定めております。
また、報酬委員会は取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役をもって構成する旨及び取締役会は委員の過半数が社外取締役となるよう委員の選定を行わなければならない旨を、報酬委員会規程において定めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員及び社外協力者に対し、有償新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員及び社外協力者に対し、有償新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、取締役の個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．基本方針
当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指し、個々の取締役の報酬の決定に際しては職務の内容、実績・成果等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
なお、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとし、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等は、原則として支給しません。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

3．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法及び決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会の委任に基づき、取締役会決議によって選定された3名以上の取締役をもって構成される報酬委員会が、本方針に従って各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分を決定します。
なお、報酬委員会については、報酬委員会規程において委員の過半数を社外取締役とする旨を定めています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は他の取締役への情報伝達と同様に役員会事務局が担当しており、また、監査等委員としての活動に対しては、常勤監査等委員がサポートする体制をとっております。
取締役会の資料は各取締役が随時閲覧できるよう共有しており、社外取締役においても十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査等委員会設置会社であり、現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。
(a) 取締役会
取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、経営方針等に関する意思決定及び経営に関する重要事項の審議・決定を行っております。

(b) 監査等委員会
監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。
監査等委員の互選により常勤の監査等委員1名を選定しております。
監査等委員会は、経営執行を常時監視し、法令遵守、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用、取締役の職務執行の適法性等を監査いたします。
また、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と定期及び随時に情報交換を行い、コンプライアンスやリスク管理に関して緊密に連携しております。

(c) 経営会議
経営会議は、原則として週に1回定期開催し、取締役会から委任を受けた経営に関する重要事項の審議・決定を行っております。

(d) 指名委員会
指名委員会は、取締役会からの委任に基づき、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の内容、その他取締役候補者の選任及び取締役の解任に関して指名委員会が必要と認めた事項の審議・決定を行っております。

(e) 報酬委員会
報酬委員会は、取締役会からの委任に基づき、監査等委員である取締役を除く各取締役の報酬の審議・決定を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築することを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、当社では、経営の監督機能の充実と執行機能の効率化・機動化を両立するため、会社法に基づく機関設計に加えて、取締役会から委任を受けた経営に関する重要事項の審議、決定並びに意思決定を行う機関として経営会議を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に十分にご検討いただけるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様にご参加いただける日程、会場を決定するよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し、業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部にて担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	幅広い関心を持つステークホルダーの期待に応えられるよう、社内規程において、法令、社内規程及び契約のみならず、社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理を遵守するよう役員及び従業員に対して義務付けております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報を適時・適切に提供することは上場会社の重要な責務であると捉えており、関連法令及び諸規則に則った情報開示を行うとともに、当社ホームページにおいてステークホルダーに対する積極的な情報開示を行って参ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）は、内部統制システムにかかる基本方針を、取締役会において以下の通り決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社グループの企業価値であると認識しております。そこで、以下の方法により当社グループの企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）の遵守を含む、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備します。
(1) 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループのコンプライアンス体制の強化を図ります。
(2) 当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。
(3) 代表取締役は、内部監査担当者を任命し、定期的に内部監査を実施した上で、当該内部監査の結果に応じて、適切な対策または改善を図ります。
(4) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査します。また、監査等委員会は、内部監査担当者に対して、監査機能上の指揮命令を行うものとし、内部監査結果報告を受けるとともに、内部監査実施に関する指示及び以下に掲げる内部監査部門に関する事項につき承認をします。
1. 内部監査規程の改廃
2. 内部監査方針及び内部監査計画の策定及び変更
3. 内部監査部門長の選解任、評価及び報酬
4. その他内部監査活動について監査等委員会が重要と判断する事項
(5) 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。
(6) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
(7) 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、反社会的勢力対応規程を定めると共に、取引先については当該規程に基づき反社会的勢力に該当しないことの確認を行います。
(8) 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進を行います。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、法令、定款及び取締役会規程に基づいて取締役会を開催及び運営するとともに、経営会議規程に基づいて経営会議を開催及び運営します。
(2) 各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき意思決定を行うこととします。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 取締役は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
(2) 当社は、個人情報管理規程に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
(3) 当社グループの企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
(4) 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスク管理体制の実効性について監査します。
(5) 当社は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づいて設置したリスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理の推進を行います。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会が求めた場合には、内部監査部門の長または監査等委員会が選任した者を、監査等委員会の業務を補助すべき使用人として任命します。なお、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、その他の取締役及び使用人の指揮命令は受けないものとします。また、監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会または監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得ることとします。

6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員に定期的に報告を行うほか、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会に出席して、執行状況を報告することとします。業務執行取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査等委員会に当該事実を報告するものとします。
(2) 取締役及び使用人が、当社グループにおける組織的または個人的な法令等に違反する行為もしくはそのおそれのある行為または当社が定める各種内部規程に違反する行為若しくはそのおそれのある行為を認識したときの内部通報窓口の一つとして、内部通報規程において監査等委員会を指定いたします。
(3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に定めるなどして、当社の役員及び使用人に周知徹底します。

7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
(2) 監査等委員会は、内部監査計画について承認するとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査等委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
(3) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。

(4) 当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、相手方が反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点又は反社会的勢力である疑いが生じた時点で可能な限り速やかに関係を解消する方針を基本的な考え方としており、その旨を反社会的勢力対応規程において定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 社内規程の整備状況
当社は、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、この遵守を役員及び従業員に対して徹底することにより、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。
(2) 対応統括部署
当社は、経営管理部を反社会的勢力対応の統括部署と定めるとともに、同部を管掌する取締役を統括責任者と定めております。
(3) 反社会的勢力排除の対応方法
当社と関係を持つ前に反社会的勢力であることを探知できるよう、新規取引先及び新たに雇い入れる従業員については、事前に日経テレコン及びインターネット検索等を利用して、反社会的勢力との関係を示すような情報がないか確認を行っております。また、既存の取引先等において、反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係等を解消する体制を採っております。
(4) 研修の実施
当社の役員及び従業員の全員に対し、反社会的勢力排除の必要性及び対応方法についての研修を実施しております。
(5) 外部専門機関との連携
顧問弁護士、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）などの外部専門機関と連携し、効果的に反社会的勢力対応を行える体制を採っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

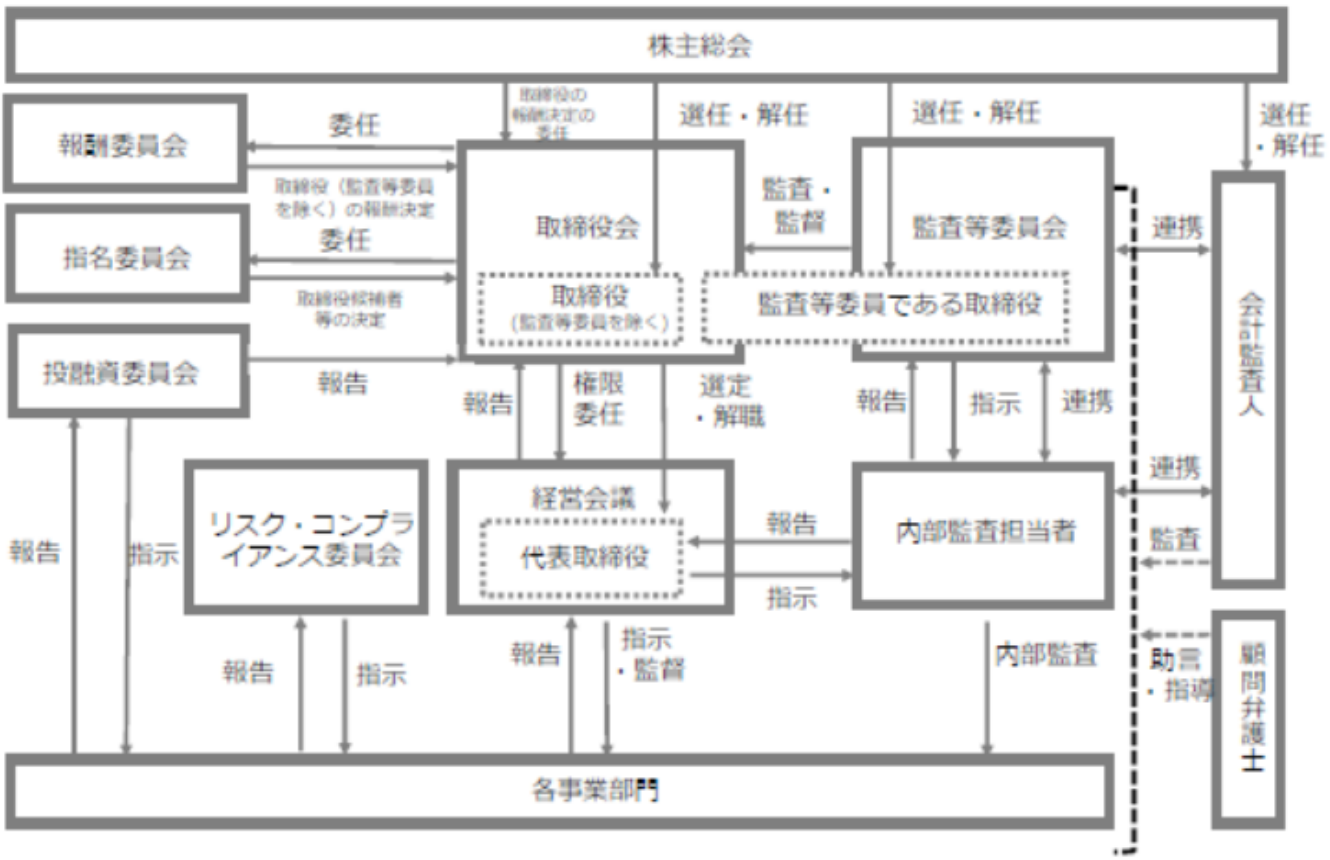
買収防衛策の導入の有無	なし

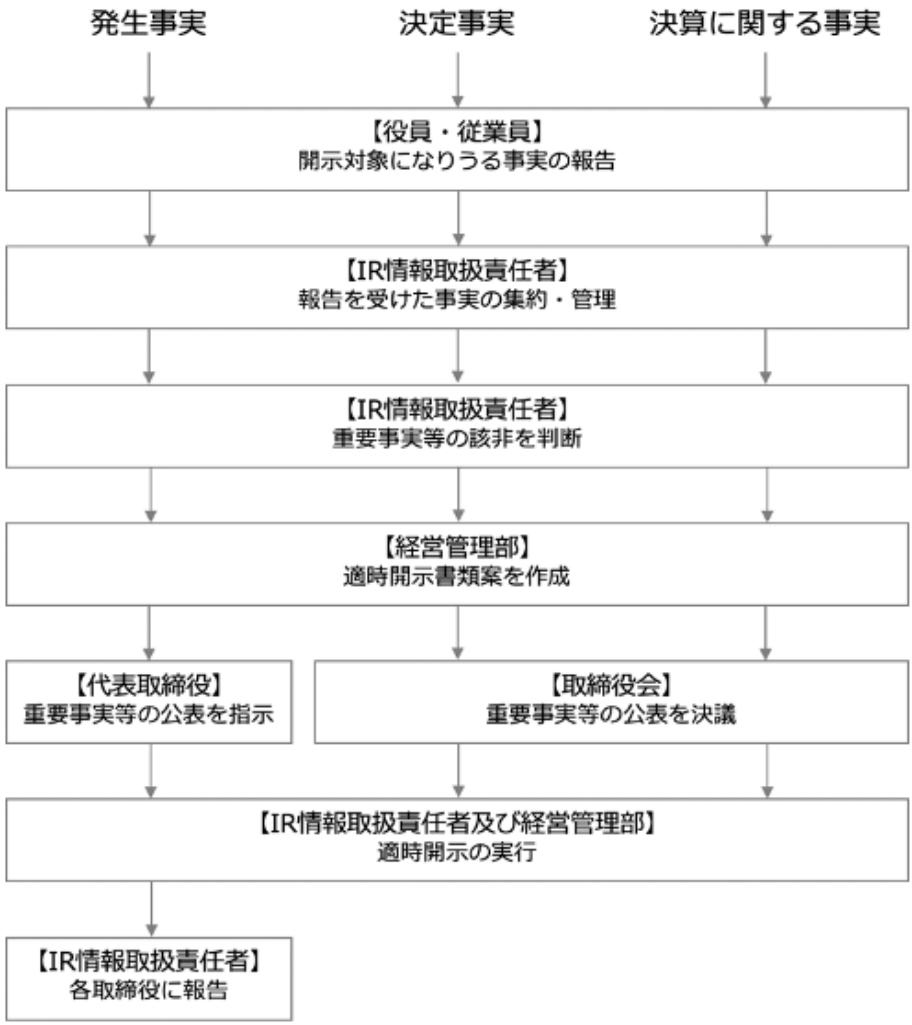
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――




発生事実
決定事実
決算に関する事実
【役員・従業員】
開示対象になりうる事実の報告
【IR情報取扱責任者】
報告を受けた事実の集約・管理
【IR情報取扱責任者】
重要事実等の該非を判断
【経営管理部】
適時開示書類案を作成
【代表取締役】
重要事実等の公表を指示
【取締役会】
重要事実等の公表を決議
【IR情報取扱責任者及び経営管理部】
適時開示の実行
【IR情報取扱責任者】
各取締役に報告